

神戸大学 ESD コース実施要領

令和 3 年 1 月 日改正

(趣旨)

第 1 神戸大学の各学部規則等の規定により神戸大学 ESD(Education for Sustainable Development：持続可能な開発のための教育) コース（以下「コース」という。）を置き、その実施に関し必要な事項を定める。

(設置目的)

第 2 コースは、各学部がアクション・リサーチ等を共通の手法としながら各学部間及び学内外の組織と連携して、持続可能な社会づくりに資する人材を養成することを目的とする。

(授業科目名及び単位数)

第 3 コースにおける授業科目名、単位数、開講時期及び開講学部等については、別表のとおりとする。

(修了要件)

第 4 コースを修了しようとする学生は、別表に定めるところに従い、13 単位以上を修得しなければならない。

(修了認定証の授与)

第 5 コース修了については、当該コースを履修した学生が所属する学部の教授会の議を経て認定を行い、修了を認定した者については、修了認定証を授与する。

2 修了認定証の様式は、別紙のとおりとする。

3 修了認定証は、原則として学位記授与式の日に交付する。

附 則

1 この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

2 令和 2 年 4 月 1 日に現に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和 2 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、神戸大学 ESD コース実施要領の一部を改正する要領（令和 3 年 1 月 日制定。以下「改正要領」という。）附則第 2 項の規定にかかわらず、改正要領による改正後の神戸大学 ESD コース実施要領第 4 及び別表（必要修得単位数に係る部分に限る。）の規定を適用する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

2 この要領実施の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 30 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の要領にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

2 この要領実施の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 31 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の要領にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

2 この要領実施の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和 2 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の要領にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和 3 年 1 月 日から実施する。